

第9回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成19年7月18日（水）18：00～20：30  
場 所：箱根町役場分庁舎第5会議室  
出席者：策定委員 小川、高畠、川口、小林、村上  
箱根町 古谷、吉田  
サ-バ-イリサ-チセンター 一杉、藁科、森

1 挨拶

副委員長 | 今回も夜間の開催ということで時間の制約があると思うが、前回までの委員会における積み残し分について検討を重ねていくので、よろしく願いしたい。

2 住民アンケートについて

事務局 | 7月10日現在、アンケートの回収率は23.6%（回収数：472 / 送付数2,000）となっている。他の計画等では35%前後の回収率のため、今回の回収率は低いものと言わざるを得ない。ただし、このアンケートには2つの目的があって、第一には、自治基本条例をつくっていることを知ってもらうこと、そして第二には、アンケートに回答していただき意見を素案に反映していくことがある。そのため、リーフレットを見てもらうことで、周知という一つの目的は達成されていると考えている。

委員 | それにしても回収率が低い。今からでもアンケート協力のお願いはできないか。

事務局 | 回答期限は過ぎているが、期限後に届くものも、かなりあるので、出来る限り集計に加えるように対応していきたい。

- 委員 回収率は少ないが、結果は結果であって仕方ないので分析を楽しみにしたい。
- 委員 回収率は40～45%、出来れば過半数を超えたい。他のアンケートにしても、どうしてこんなに回収率が低いのだろうか。住民は、自分の町だという意識をもち、もっと回答するべきだと思う。もう少し積極的にまちづくりに参加する方法を検討する必要がある。
- 委員 自分の周りの人は回答したが、今までまちづくりに関わりのなかった人は、回答しづらかったかもしれない。
- 事務局 今後、どういう形で住民に喚起を促して、民意を条例素案に盛り込めるかが課題だと思う。今までもいろいろなやり方での周知を行ってきたが、なかなか効果的な方法がないのが現状である。
- 副委員長 行政の周知方法の限界ではないか。住民の個々の意識になるので、策定委員会で動かすのは厳しい。
- 事務局 近所にマンションができるなど、直接の利害がある場合とは異なるので、このアンケートに回答するかどうかは住民の意識にかかってくると思う。それよりも回収されたものの中から、どれだけ住民意思を素案に入れられるかになってくると思う。
- 副委員長 この委員会のメンバーは各種団体の代表であり、「まちを良くしたい」という気持ちは、一般住民より総じて高い。そのため、一般住民とのギャップが生じてしまうのは避けられないことだと思う。そこで、回収率が23.6%でも、分析したことを素案の策定に反映させることができるかを専門的な見地から伺いたい。
- 促進役 回収率を考えると若干の誤差はやむを得ないが、誤差の部分も含めて分析を進めていくので問題はない。また、アンケートに書かれた住民ならではの新

鮮な意見を見出して分析する。

### 3 条例素案の骨子について

促進役	<p>前回の検討項目の確認</p>
委員	<p>前文・目的</p> <p>前文についてだが、箱根は「自分たちのものだ」という表現が強いように思われる。箱根は日本の宝、世界の宝であるという大きな視点での国や県を巻き込んだ形のまちづくり的表現を入れたい。箱根は、住んでいる人だけの町ではない。</p>
委員	<p>大まかにはいいのではないか。細かな部分では「主権者」を易しい言葉にしたい。</p>
促進役	<p>「主役」という場合もある。</p>
委員	<p>第一に、「自分たちのまちは自分たちでつくる」というのがあっていいと思うので、前文はいいと思う。国や県、町外も含めるというのは、他項目で盛り込めばいい。</p>
委員	<p>確かに、主役は住民だと思う。</p>
副委員長	<p>インパクトに欠けるという気がする。総合計画・町民憲章等との差異がない。</p>
促進役	<p>委員の皆さんは、町民憲章をご存知だろうか。町民憲章には法的な拘束力がない。一方、条例の場合は、少し具体的で法的な拘束力がある。ここでは、取り入れたい言葉や考え方の意見をいただきたいと思う。</p>
副委員長	<p>「最高規範性」の部分を前文に入れられないか。日本国憲法の中で、条例の位置づけはどうなっているのか。</p>
促進役	<p>憲法では、条例制定権を含む地方自治権が保障さ</p>

	れている。現在は、条例の上書き権についても議論されている。前文に最高規範性を入れている自治体もある。今日は欠席者もあるので、前文や目的については、再度意見をいただく機会を持ちたいと思う。
	<b>基本理念・基本原則</b>
委員一同	特に意見なし。
	<b>参加・協働の原則</b>
委員	表現が難しい。一人ひとりの個人的意見を全て反映してくれると思う人がいるのではないか。
促進役	全てを反映することは現実的に難しい。文言を付け加えていくこととしたい。
副委員長	「原則」というのは守らなくてもいいと思う人もいると思う。「基本」の方が強制力があると思う。
促進役	「基本」という言葉を現時点では採用する。
委員	町民の一人として、子どもの規定は必要だと思う。
事務局	総合計画では、子ども達が思い描くまちや夢を作文として募集した。また、子ども議会なども開催し、子どものまちづくりへの参画も実施しているのが現状である。
促進役	将来のまちを担っていくことを考えて、子どもも参画してもらうことが大切である。この部分は原案通りとしたい。
	<b>審議会付属機関等への参加（公募・運営）</b>
委員	中立性の保持とは何か？
促進役	男女比や選出区分等が著しく不均衡にならないようにすることである。これについては、条例から読み取ってもらえるよう配慮する必要がある。
委員	「全部又は一部を町民から公募」という部分は他の言い方がないか。

促進役	細かい規定をしてしまうと、全部変えていかなくてはならない。もう少し積極的で広い意味に解釈できる言葉があればいいと思う。
委員	具体的な数字でもかまわないのか？
促進役	具体的な数でも構わないが、その数字にした根拠が必要となる。
委員	公募だけに限定しないで選出することも規定しなくてよいか？
副委員長	基本条例的には公募ということはいいと思う。
促進役	出たいけれども出られないという状況は避けるというのが大前提である。
事務局	公募の枠は必要である。現時点でも公募の手法を取り入れているが、応募してくる方が少ないのが現状である。
副委員長	「全部又は一部」という表現が防波堤になるのではないか。
促進役	語尾が強いだろうか。
委員	文頭が「町は」となっているので、語尾は「努力するようにする」としてはどうか。
事務局	会議及び会議録の公開については、傍聴者もいて、皆さんの意見も公開されることになるが、委員の皆さんとしての感覚はどうだろうか。
委員	出ている方としては公開してほしくない。聞く方としては早く公開してほしい。
委員	公開となると活発な議論がしにくい部分もある。
促進役	もう少し柔らかい表現を検討することとしたい。
委員	<b>意見聴取制度</b> 住民に意見を求めるとするのは広すぎる。具体的

	には委員会みたいな形で意見聴取ということか。
委員	どうということについて意見を聞くのか。
事務局	まちづくりに関する重要な計画、施策等についてというのが一般的である。細かいことまで全てを聞くというのは難しい。
副委員長	「重要」とは誰が決めるのか。
事務局	確かにそこが問題になるが、最終的には町長の判断になる。
促進役	例えば、合併問題などが挙げられる。
事務局	学校の統廃合等、町の根幹的な部分についてということになる。
事務局	既に検討したが、自治基本条例では、この意見聴取制度とは別に、情報を共有することを原則とするので、まちづくりに関する情報は、細かいことも積極的に発信していくことが基本となる。
促進役	原案通りで進めることとする。
	<b>町民の権利と責務</b>
委員	町民の責務は何か？
促進役	町政に関する認識を深めることや、自らの発言と行動に責任を持つといったところである。
促進役	現時点では原案通りで進める。
	<b>事業者の権利と責務</b>
委員一同	特に意見なし。
	<b>広域連携・国際交流</b>
委員	「国や県と対等の立場にたち」という表現は理想的だが、現実にはどうだろうか？
促進役	今は地方分権により、形としては対等である。現

	時点では原案通りで進めたいと思う。
	<b>条例の位置づけ・見直し</b>
副委員長	最高規範性というのはインパクトのある部分だと思う。「最大限に遵守」とあるが、もっとハードルをあげてもいいかもしれない。
促進役	「最大限」という表現について今後検討をしていきたい。
委員	条例の見直しについては、推進会議を設置し、5年をめどに行うということか。
委員	社会情勢に適合しているかを検討する場合、5年ギリギリまで待つということは不可能ではないか。
事務局	常設型の推進会議を設置することには疑問を感じる。何を検討するかも曖昧だし、常設にすることにはかなりきついイメージがある。他市町の条例を見ても「社会情勢に変化の生じた時に見直す」くらいの表現になっている。
事務局	5年などのスパンを決められないことに関しては「必要に応じて見直す」という表現もある。町の基本理念を定める自治基本条例は、自治体の憲法と呼ばれることもあるので、他の条例以上に、そう簡単に変えていく性格のものではないと考えている。
委員	条例の精神に反している場合に、是正するような文章があるのではないか。
事務局	自治基本条例は、自治体運営の基本的事項を定めるものであり、個別具体的な事柄については、他の条例等に委任する形をとるため、罰則規定が馴染まないものと思われる。
委員	罰則ではなくて軌道修正的なことが必要なのではないか。
促進役	誰が是正するのか。

委員	ある程度の圧力がないと飾りになってしまう。条例を遵守しない場合には、正すようにする位の言葉がほしい
事務局	事務局としても条例の実効性を担保することは、非常に重要だと考えている。条例が出来上がって終わりなのではなく、その内容を実現していかなければならない。
促進役	この点については、個別の条例で規定する、もしくはこの条例で規定するかについて、検討事項として残しておきたい。
副委員長	今回で一通り条文は検討したことになる。今後は、アンケートの内容も考慮しながら、策定作業を粛々と進めていきたい。